

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	私立高等学校等就学支援金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、静岡県個人情報保護条例の定めに従い、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等就学支援金支給事務
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の税額情報等に応じて私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金を支給する事務 ・私立高等学校等就学支援金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条第1項第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課(054-221-2066)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課(054-221-2066)
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会で取得するのではなく、申請者からマイナンバーの記載された書類(個人番号カード写し等)を提出させ、マイナンバーの真正性を確認している。 また、個人番号が記載された申請書等の保管については複数人で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない(提供)	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対応は十分か	—	十分である	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 8 監査実施の有無	—	自己点検	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策 9 従業員に対する教育・啓発従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の113の項 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の113の項	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項	事後	番号法の改正による
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	事後	組織改編による
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	事後	組織改編による
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課	事後	組織改編による
令和3年10月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	事務実態に即した修正
令和4年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	道府県民税・市町村民税所得割額の課税額	税額情報等	事後	事務実態に即した修正
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対家人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	事務実態に即した修正
令和5年8月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	事務実態に即した修正
令和5年8月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	事務実態に即した修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 第91の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第66条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	番号法の改正による
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の113の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	【提供側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条第1項第1号ハ、同条第2号ハ 【照会側】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第153条各号	事後	番号法の改正による